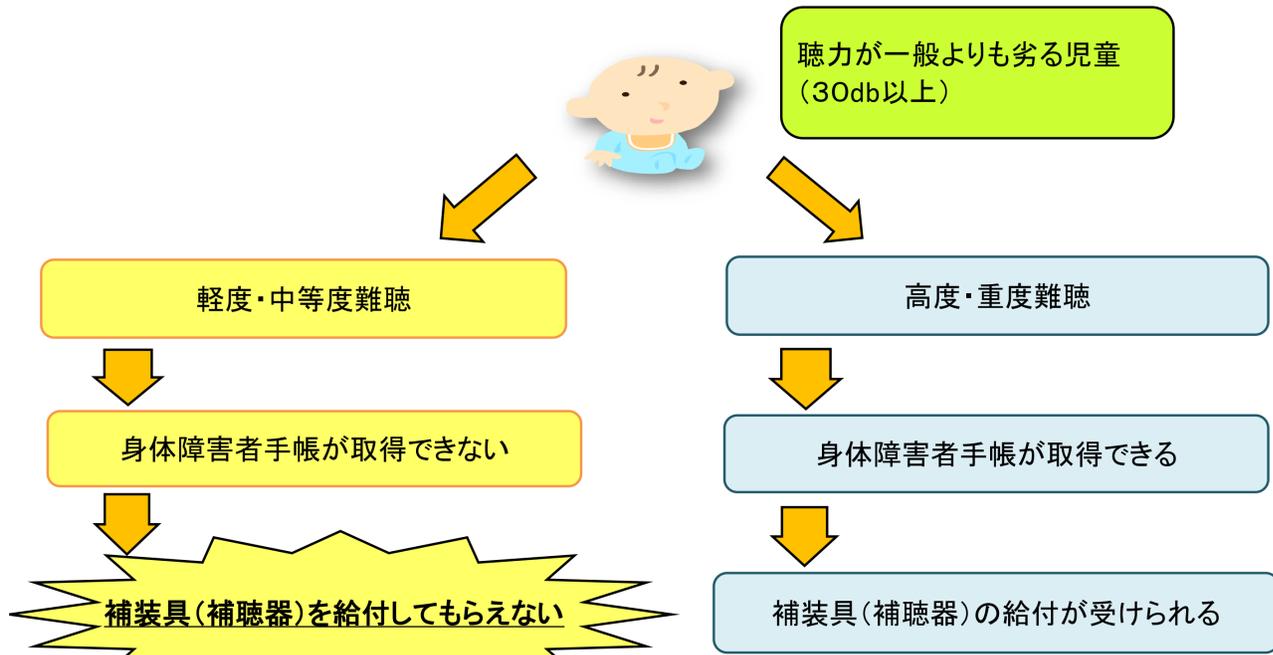


十和田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について



<参考～聴力レベル～>

dB	障害	聞こえの程度
0	健聴	
10		
20		ささやき声
30	軽度難聴	普通の会話
40		
50	中等度難聴	
60		
70	高度難聴	大声
80		
90	重度難聴	怒鳴り声
100		ガード下の鉄道走行音
110		地下鉄走行音
120		
130		飛行機のエンジン

助成対象

手帳交付対象

軽度・中等度難聴児も、様々な困難を抱えている。

例えば...

- ・集団内(騒がしい場所)では、会話が聞き取りにくくなる。
- ・会話が十分に聞き取れないため、コミュニケーションが取りづらい。

購入前(修理前)に申請が必要になりますのでご注意ください。

補聴器を装用しないと...

- ・集団行動や人が多く集まる場所での会話の聞き取りが困難。
- ・言葉を正確に聞き取れないため、学習においても支障を来す。
- ・会話が聞き取りにくいいため、集団に入れず、孤立してしまう可能性がある。

補聴器を装用すると...

困難さを解消できる！
しかし、高額な補聴器購入費の全額を負担しなければならない...

補聴器を装用する上で障壁となっている経済的負担を、購入費用の一部助成により軽減する。

【助成の対象となる方】
 次の要件を全て満たす18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方が助成対象となります。

1. 十和田市内に住所があること。
2. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない場合。
3. 補聴器の装用により、言語等の習得等一定の効果が期待できると医師の判断を受けていること。

【対象となる補聴器】
 裏面の別表のとおり

【助成額】
 裏面の別表の基準額の範囲内で購入又は修理に係る費用の3分の2
 ※ただし、1,000円未満切り捨て

【別表】

種目	補聴器の名称	1台当たりの基準額(円)	基準額に含まれるもの	耐用年数
購入	軽度・中等度難聴用 ポケット型	53,500円	①補聴器本体(電池を含む) ②イヤーマールド	5年
	軽度・中等度難聴用 耳かけ型	55,900円	※イヤーマールドを使用しない場合は、基準額から9,500円を除くこと。	
	高度難聴用ポケット型	53,500円		
	高度難聴用耳かけ型	55,900円		
	重度難聴用ポケット型	68,500円		
	重度難聴用耳かけ型	80,700円		
	耳あな型 (レディメイド)	101,500円	補聴器本体(電池を含む)	
	耳あな型 (オーダーメイド)	144,900円		
	骨導式ポケット型	74,100円	①補聴器本体(電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	134,500円	①補聴器本体(電池を含む) ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
修理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)に規定する基準額			

※耳かけ型で補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算すること。オーディオチューを必要とする場合は、5,250円の範囲内で必要な額を加算すること。

※業者が材料を仕入れた時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額を基準額の上限とする。

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2000円を加算する。

※表に記載のないものについては、別途県の協議により支給の要否を決定するものとする。

【相談・申請先】
十和田市役所福祉課 TEL 0176(51)6718

【申請に必要なもの】
1. 申請書
2. 医師の意見書
3. 補聴器販売業者が作成した見積書
※申請書・医師の意見書の様式は、十和田市役所福祉課にあります。

★注意事項
1. 購入前(修理前)の申請が必要となります。
2. 医師の意見書作成にかかる費用は申請者の方の負担となります。
3. 医師の意見書を作成できる医師及び医療機関を定めていますので、医療機関に確認した上で、意見書を作成してください。

＜意見書を作成できる医師及び医療機関＞
①身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師(聴覚障害)
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科に関する医療)の主たる医師